

議案第40号

鳥取県個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり鳥取県個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関 知事、教育委員会、<u>公安委員会</u>、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1)及び(2) 略

(3) 犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務

(4) 前3号に掲げる事務のほか、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号、第6号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を登録せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

5 略

6 略

(収集の制限)

第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的（前条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げる事務のほか、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める事務

4 略

5 略

(収集の制限)

第7条 実施機関は、登録簿に登録された目的（前条第3項各号に掲げる事務については、実施機関があらかじめ定める目的

事務については、実施機関があらかじめ定める目的)を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

2 略

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。

(1) 略

(2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 犯罪の予防等を目的として収集するとき。

(6) 略

を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

2 略

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 略

(7) 略

5 実施機関は、第3項第3号又は前項第7号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合（犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。）であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。

(5) 犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場

(6) 略

5 実施機関は、第3項第2号又は前項第6号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第6条第3項各号に掲げる事務については、実施機関があらかじめ定める目的）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のもに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。

合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。

(6) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。

(7) 略

2 実施機関は、前項第7号の規定により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3及び4 略

(開示請求に対する決定等)

第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定（以下「開示決定等」

(5) 略

2 実施機関は、前項第5号の規定により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

3及び4 略

(開示請求に対する決定等)

第14条 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合は、開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。

という。)をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を開示しない旨の決定（第17条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該本人以外のものの意見を聴くことができる。

5及び6 略

7 公安委員会又は警察本部長は、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以

ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 略

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、個人情報を開示しない旨の決定（第17条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に本人以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該本人以外のものの意見を聴くことができる。

5及び6 略

内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、公安委員会又は警察本部長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(開示決定等に関する事案の移送)

第18条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報^{が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等をする}ことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等に関する事案の移送)

第18条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報^{が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において第14条第1項の決定（以下「開示決定等」という。）をする}ことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2及び3 略

(不服申立てがあった場合の手続)

第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは前条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第6条第3項第4号、第7条第2項第2号及び第5項、第8条第2項、第32条第1項並びに第34条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

2及び3 略

(不服申立てがあった場合の手続)

第25条 実施機関は、第14条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第6条第3項第3号、第7条第2項第2号及び第5項、第8条第2項、第32条第1項並びに第34条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)及び(3) 略

2～8 略

(2)及び(3) 略

2～8 略

附 則

この条例は、公布の日から1年を超えない範囲で規則で定める日から施行する。